

定 款

社会福祉法人上鳥羽福祉会

社会福祉法人上鳥羽福祉会

定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所 上鳥羽保育園の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人上鳥羽福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市南区上鳥羽鍋ヶ渕町23番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長はこの法人を代表する。

4 役員の選任にあたっては、各役員についてその親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することが出来ない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することが出来ない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経

過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 10 条 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条 監事は理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び京都市長に報告するものとする。

3 監事は前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条 この法人に職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 13 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

京都市南区上鳥羽鍋ヶ渕町 19 番地 1、19 番地 3、19 番地 4、19 番地 5、22 番地、23 番地 1、23 番地 7、23 番地 8、23 番地 9、23 番地 10、23 番地 11、23 番地 12（仮換地街区番号第 61-A ブロック柴東—41・4・45・州崎—19—6）所在の木造瓦葺 2 階建上鳥羽保育園 園舎 1 棟（1F 574.53 平方メートル、2F 56,05 平方メートル）

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第 2 項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 14 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には京都市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 15 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 16 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 17 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 18 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるものその他、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 21 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 24 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て京都市長の認可を受けなければならない。

第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て京都市長の認可（社会福祉第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届出なければならない。

第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 26 条 この法人の公告は、社会福祉法人上鳥羽福祉会の掲示場に掲示するとともに官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 27 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 前川 進

理事 小畠 九一郎

中村 隆

西村 登史男

小西 千枝子

堤 輝雄

木下 健治

高橋 千代子

東山 秋男

監事 白井 竹夫

清瀬 薫

平成元年 6月 1日 京都府指令元児第 524号認可 法人設立

平成 2年 9月 18日 京都府指令 2児第 843号届出受理 事務所の所在地の変更
基本財産の変更（増加）

平成 12年 2月 29日 京都市指令保企監第 82号認可 定款準則に従った文言整理
基本財産の変更、
所轄庁の変更

平成 13年 6月 28日 京都市指令保企監第 63号認可 定款準則に従った文言整理
基本財産の変更（増加）

平成 18年 6月 6日 京都市指令保福監第 296号認可 基本財産の変更（増加）

平成 19年 6月 11日 京都市指令保福監第 24号認可 定款準則に従った文言整理

平成 22年 5月 13日 京都市指令保福監第 12号認可 文言整理